

名古屋工業大学の喫煙に関する方針

平成21年 9月 1日

世界保健機関(WHO)の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約(FCTC)」が平成17年2月に発効され、我が国はその批准国となっている。また、平成15年5月に施行された「健康増進法」を受けて、名古屋工業大学（以下「本学」という）では受動喫煙を防止すべく分煙対策を行い、歩行喫煙を禁止した。将来に向け受動喫煙のない環境を整備するため、ここに本学の喫煙に関する方針を定める。

第1 基本的理念

本学は高等教育機関であり、健康的なキャンパスを創るため、教育、啓発活動を通じて喫煙者をゼロにするという目標を掲げる。徹底した分煙を行うことで喫煙者にも配慮しつつ、喫煙者が自発的に禁煙する環境を醸成し学内全面禁煙を目指す。

第2 基本方針

- ① 指定された喫煙場所で喫煙する。
- ② 新たな喫煙者を増やさない。
- ③ 喫煙場所を段階的に減らしていき、最終的には学内全面禁煙とする。
- ④ 喫煙者に向け絶煙への取り組みを支援する。
※絶煙：完全にたばこを絶つ状態を指す。

第3 実施活動の指針

本学では、今後、以下の取り組みを進める。

- ① 喫煙場所の検討を定期的に実施し、削減を進める。
- ② 喫煙場所案内ポスターをあらゆる場所に明示する。
- ③ 受動喫煙防止のため分煙が可能な場所に喫煙場所を設置する。
- ④ 未成年の喫煙は法律違反であることを周知する。
- ⑤ 新入生、進級ガイダンス等で喫煙の害について学生に説明する。
- ⑥ 定期的に喫煙の害や絶煙等に関する講習会を実施する。
- ⑦ 喫煙の害の怖さを記載したポスター等の張り紙を学内に掲示する。
- ⑧ 保健センターによる禁煙相談や禁煙指導等の支援を行う。
- ⑨ 喫煙マナー違反者を見つけたら、誰でも注意ができる環境をつくる。

第4 喫煙ルール

- ① たばこは指定された喫煙場所で吸うこと。
(換気扇等が設置された個室での喫煙も禁止です。)
- ② ルールを守らない者を見かけた場合は、その場で注意すること。